

令和7年度 廃棄物処理法説明会

PCB廃棄物(PCB特別措置法)について

★産業廃棄物適正処理ガイドブックp.70~73参照★







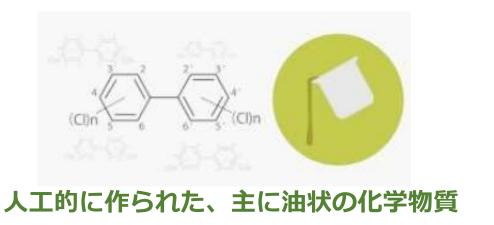


PCBとは?

- > 人工的に作られた主に油状の化学物質
- ➤ 電気を通しにくい、燃えにくい、 水に溶けにくい、沸点が高いなどの特性



- 有害性が社会問題化 (1968年のカネミ油症事件等)
- 現在は製造、輸入ともに禁止

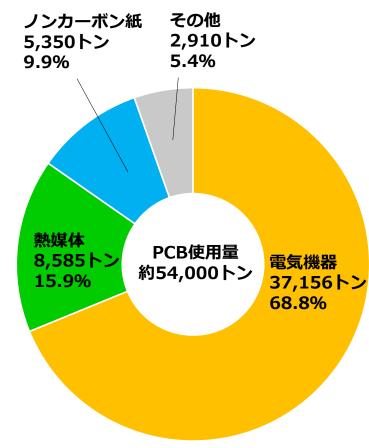




1972年(昭和47年)の行政指導(通産省) により製造中止、回収等の指示

PCBの用途等

	用途	製品例・使用場所	
	変圧器用	ビル・病院・工場・鉄道車両・船舶等の変圧器	
絶縁油	コンデンサー用	変電所等の電力用コンデンサー、蛍光灯の安定器・テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー 直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー、医療用X線装置用コンデンサー	
熱媒体(加熱用、冷却用)		各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と 冷却、船舶の燃料油余熱集中暖房、パネルヒーター	
感圧複写紙 塗料・印刷インキ		ノンカーボン紙(溶媒)、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料	
潤滑油		高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤	
絶縁用		電線の被覆・絶縁テープ	
可塑剤	難燃用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂	
	その他	ニス、ワックス・アスファルトに混合	
その他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、建築用シーリング材 陶器・ガラス器の彩色、農業の効力延長剤	



出典: PCB廃棄物処理に関する経緯と現状(環境省)

過去にPCBが使用されていた電気機器等

変圧器・コンデンサー等

高圧変圧器、柱上変圧器、コンデンサー、リアクトル、 放電コイル、計器用変成器、サージアブソーバー、 開閉器、遮断器、整流器、OFケーブル等



高圧変圧器



コンデンサー



柱上変圧器

安定器等

蛍光灯安定器、水銀灯安定器、小型電気機器等

業務用蛍光灯



器具刀八一 を 外 す



水銀灯



壁等の収納箱内



注意!

PCBを含有するコンデンサーが組み込まれている可能性のある機器

- ▶ 医療用X線発生装置
- ▶ 工業用 X 線検査装置
- > 溶接機
- ▶ 昇降機(エレバーター) 制御盤



X級機器



溶接機



溶接機内に組み込まれたコンデンサー

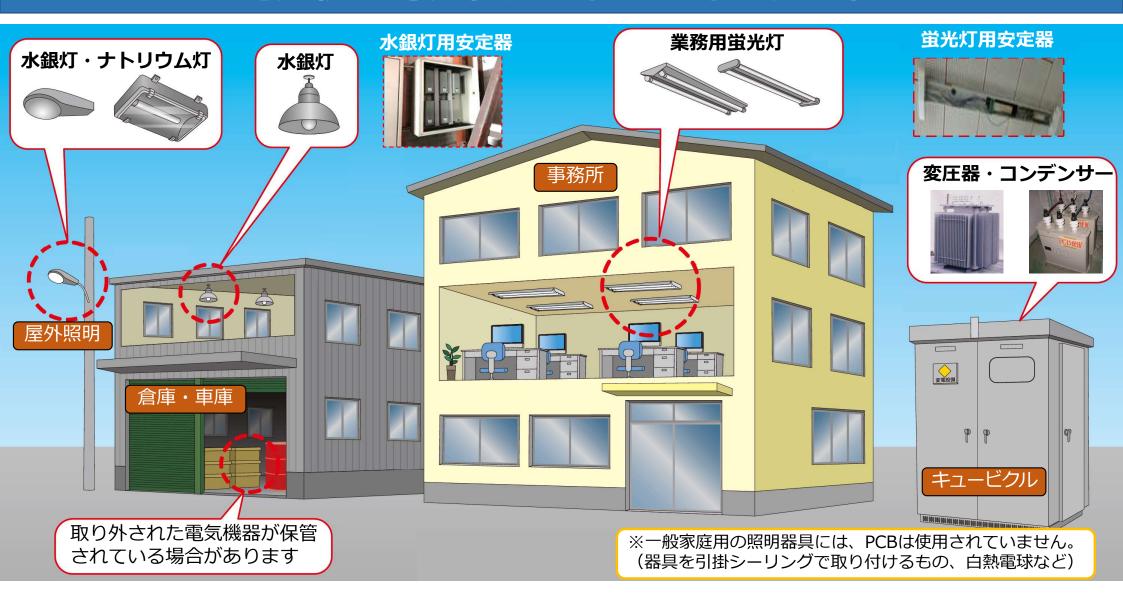
注意!

低圧進相コンデンサー

モーターで稼働する機器や 冷凍設備等の力率向上のた めに配電盤や壁面に設置される小型のコンデンサー。



電気機器等が使用されている場所の例



PCB廃棄物の濃度区分

★ PCB廃棄物は、その濃度に応じて「高濃度」と「低濃度」に分類

過去にPCBが使用されていた 主な機器の種類	高濃度PCB含有機器の 製造時期	低濃度PCB含有 <u>疑い</u> 機器の 製造時期
変圧器	1953年(S28)~1972年(S47)	1973年(S48)~1993年(H5) ※富士電機の一部機器は~1994年(H6)。 ※絶縁油の交換や継足しが行われている場合は、上記以外の 製造時期の機器も含む。
コンデンサー (非自家用電気工作物の 低圧コンデンサー含む)	1953年(S28)~1972年(S47)	1973年(S48)~1990年(H2) ※ニチコンの一部機器は~2004年(H16)3月。 ※東芝の一部機器は~2004年(H16)。
蛍光灯安定器、水銀灯安定器	1957年(S32)8月~1972年(S47)8月	なし ※1989年(H1)までに製造された東芝及び日立の一部機器については、微量PCBの混入の可能性が否定できない。 (現在、環境省で処分方法を検討中。処分方法が確定するまで保管、または高濃度PCB廃棄物とみなしてJESCOに処分委託。)

※型式によっては、上記製造時期の機器であっても、PCBが含まれていないものもあります。詳細はメーカーホームページ等で御確認ください。

PCB廃棄物の処分期限

PCBの 濃度区分	種類	処分期限	計画的処理 完了期限	事業終了 準備期間※
高濃度	変圧器・コンデンサー等	令和4年3月31日 【終了】	令和5年3月31日 【終了】	令和8年3月31日
(北海道事業 エリア)	安定器· 汚染物等	令和5年3月31日 【終了】	令和6年3月31日 【終了】	まで
低濃度	全て	令和9年3月31日	<u></u>	

※事業終了準備期間:今後新たに生じる廃棄物の処理や処理が容易でない機器の存在、JESCO事業終了のための準備を行うための期間を勘案したもの。JESCO北海道事業所及び東京事業所においては、事業終了準備期間中も高濃度PCB廃棄物の処分を行っているが、本期間以降は処理施設の解体が開始される予定。

高濃度PCB廃棄物については、既に処分期限が過ぎており、また、JESCOへの登録期限は令和7年10月15日までとなっております。

万が一、高濃度PCB含有機器を新たに発見した場合は、速やかに県(保管場所が青森市内の場合は 青森市、八戸市内の場合は八戸市)に連絡してください。

自家用電気工作物(変圧器・コンデンサー等)のPCB含有の有無の判別方法

該当 使用中: 銘板から高濃度PCB使用 電気機器かどうかを確認 廃止後: 該当せず 0.5mg/kg $^{\prime}$ 製造年を確認 絶縁油を採取 該当せず 詔 ●変圧器: してPCB濃度 を測定※4 平成6 (1994)年以降※1※2 **●**コンデンサー: 平成3 (1991)年以降※3 0.5mg/kg以下 該当

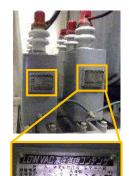
「高濃度PCB含有電気工作物」

「高濃度PCB廃棄物」

銘板の例







高圧コンデンサー 高圧変圧器

銘板の確認

使用中:

廃止後:

「低濃度PCB含有電気工作物」

「微量PCB汚染廃電気機器等」

製造年

昭和28(1953)~昭和47 (1972)年に製造された機器に 高濃度PCB使用の可能性あり

▶ 型式等

- 「不燃性油」、「不燃性絶縁油」、「AF式」、「DF式」
- ・電機メーカーの絶縁油ブランド名称 「シバノール」、「ダイヤクロール」、「ヒタフネン」等
- ➤ 各電機メーカーがHPに型式等による判別情報を公開
- ➤ 一般社団法人日本電機工業会(JEMA) HP http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb hanbetsu.html 8

PCB含有せず

(引き続き使用するか、通常の産業廃棄物として適正に処分)

- ※1 変圧器については、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンス が行われていないこと
- ※2 富十雷機製の一部の機器については、平成6年までに出荷された 機器にPCB汚染の可能性が残る
- ※3 エチコン製のコンデンサー及び東芝製の一部の高圧コンデンサー については、平成3年以降のものでPCB汚染の報告がある
- ※4コンデンサーなどの封じ切りの機器では、絶縁油の採取のために 穿孔すると使用できなくなるので注意(採油せずに低濃度PCB廃棄 物とみなして処分することも可能)

自家用電気工作物(変圧器・コンデンサー等)のPCB含有の有無の判別方法

銘板から高濃度PCB使用電気機器かどうかを確認

該当

使用中:「高濃度PCB含有電気工作物」

廃止後:「高濃度PCB廃棄物

銘板の例



使用中の電気機器の場合、感電のおそれがあります!

必ず電気機器の保守・点検を行っている電気主任技術者等に依頼し、定期点検などの機会を捉えて調査してください。

該当

以下

S STITUS SOUTH

高圧変圧器

高圧コンデンサー

機器の型式によってはPCB不含有の場合もあります!

低濃度PCB含有疑い機器がある場合は、まずはメーカーに確認してください。

IMBELCI OF JAICAN PROTECTION

- ※3 二チコン製のコンデンサー及び東芝製の一部の高圧コンデンサー については、平成3年以降のものでPCB汚染の報告がある
- ※4<u>コンデンサーなどの封じ切りの機器では、絶縁油の採取のために</u> <u>穿孔すると使用できなくなるので注意(採油せずに低濃度PCB廃棄</u> 物とみなして処分することも可能)
- ・電機メーカーの絶縁油ノフント名称 「シバノール」、「ダイヤクロール」、「ヒタフネン」等
- ➤ 各電機メーカーがHPに型式等による判別情報を公開
- ▶ 一般社団法人日本電機工業会(JEMA) HP

http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb hanbetsu.html

非自家用電気工作物のPCB含有の有無の判別方法

電気機器	判別方法(PCB濃度が0.5mg/kgを超えているか)	
建物の分電盤や壁面に設置された低圧コンデンサー	①建物の壁面や分電盤内を確認 ②あれば、銘板を見て、●メーカー名●製造年●型式 を記録 ■ニチコン製または製造年が平成2年(1990年)以前の場合 ③メーカーに確認 ■ 低濃度PCB汚染の可能性がある場合 ④自家用電気工作物のコンデンサーの判別方法に沿って調査	
X線装置、電気溶接機、昇 降機等に組み込まれた低圧 コンデンサー	■ (3)4比1+ 1 ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	



低圧分電盤内の 低圧コンデンサー





電気溶接機の内部の 低圧コンデンサー

PCB特別措置法の概要

【正式名称】

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

【施 行】

平成13年7月(最終改正:令和4年6月)

【法律の主な規定】

- > **事業者の責務**(第3条)
 - ・**保管事業者**(事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者)
 - ⇒ 自らの責任において、確実かつ適正にPCB廃棄物を処理
 - ・<u>所有事業者(PCB</u>使用製品を所有する事業者)
 - ⇒ 使用中の製品について、確実に製品を廃棄、又は製品からPCBを除去
- > 保管等の届出、保管場所の変更の制限(第8条)
 - ⇒ 保管事業者等は、毎年度、都道府県市に対し、保管や処分の状況を届出
 - ⇒ PCB廃棄物の保管場所は、法令に定める場合を除き、変更してはならない
- 期間内の処分(第10条)
 - ⇒ 政令で定める期限内の処分を規定
- 譲渡し、譲受けの制限(第17条)
 - ⇒ PCB廃棄物の譲渡し・譲受けは原則禁止

PCB特別措置法に基づく届出

届出の種類	届出が必要な場合	届出義務者	届出時期
保管及び処分状況等の 届出【様式第1号(1)】	前年度1年間でPCB廃棄物等を保管した場合 (PCB廃棄物等の保管・所有が新たに判明した場合)	PCB廃棄物の保管事業者	毎年度6月30日まで 新たにPCBの保管等が判明した場合は速やかに
保管場所の変更の届出 【様式第2号】	PCB廃棄物等の保管等の場所を変更した場合 ※1 ※2	PCB廃棄物の保管事業者	保管場所を変更した日か ら10日以内
処分終了又は廃棄終了 の届出【様式第4号】	①全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終えた場合 ②全ての低濃度PCB廃棄物の処分を終えた場合	PCB廃棄物の保管事業者	処分を終了した日から20 日以内
承継の届出 【様式第7号】	相続、合併又は分割によりPCB廃棄物を保管 することとなった場合	相続、合併又は分割により PCB廃棄物・使用製品を保管・ 所有することとなった者	承継があった日から30日 以内

【届出の様式は、県(青森市・八戸市)ホームページからダウンロード可能】

- ※1 高濃度PCB廃棄物については、同一の事業エリア内で保管場所を変更する場合に限る (事業エリアを越えて変更する場合は、環境大臣の確認必要)
- ※2 変更前後の保管等の場所を管轄する都道府県・政令市それぞれに届出書を提出

^{*}以上のほか、PCBを含有する電気機器(自家用電気工作物)を使用している場合は、電気事業法(電気関係報告規則)に基づき、経済産業省への届出が必要

PCB特別措置法に基づく届出(県内の届出先)

保管場所の所在地	届出先
東津軽郡上北郡(野辺地町、横浜町、六ヶ所村)	青森環境管理事務所 〒038-0031 青森市大字三内字丸山198-4(青森県運転免許センター2F) TEL 017-763-5292 FAX 017-763-5782
弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市 中津軽郡、南津軽郡、西津軽郡、北津軽郡	弘前環境管理事務所 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4(弘前合同庁舎1F) TEL 0172-31-1900 FAX 0172-38-5318
十和田市、三沢市 上北郡(七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町) 三戸郡	八戸環境管理事務所 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7(八戸合同庁舎2F) TEL 0178-27-5111(代) FAX 0178-27-1922
むつ市 下北郡	むつ環境管理事務所 〒035-0073 むつ市中央1-1-8 (むつ合同庁舎新館1F) TEL 0175-33-1900 FAX 0175-23-1853
青森市	青森市環境部廃棄物・リサイクル課 〒030-0801 青森市新町1-3-7(青森市役所駅前庁舎3F) TEL 017-718-1086 FAX 017-718-1166
八戸市	八戸市市民環境部環境保全課 〒031-8686 八戸市内丸 1 – 1 – 1 (市庁別館6F) TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722

PCB廃棄物の保管

- ▶ 濃度にかかわらず「特別管理産業廃棄物」に該当
- ▶ 廃棄物処理法に定める「特別管理産業廃棄物保管基準」が適用
- ▶事業場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」の設置が必要

保管基準

- > 周囲に囲いを設置
- ▶ 見やすい箇所に次の事項を記載した掲示板 (縦×横 各60cm以上)を設置
 - 特別管理産業廃棄物の保管場所であること
 - 保管する廃棄物の種類
 - 保管場所の管理者の氏名
- ➢ 飛散、流出、地下浸透、悪臭防止措置
- ▶ 他の物が混入しないように仕切りの設置
- ▶ 容器に入れ密封するなど揮発防止措置
- ▶ 高温にさらされないために必要な措置
- ▶ 腐食防止措置



PCB廃棄物の運搬

➤ 保管事業者が自ら運搬しない場合 は「廃PCB等」「PCB汚染物」の収集 運搬に関する許可を受けた特別管 理産業廃棄物収集運搬業者に運搬 を委託



委託に当たっては、委託基準を遵守

収集運搬基準の例

- ▶ 飛散、流出防止
- > 悪臭、騒音、振動発生防止
- ▶ 適切な(生活環境保全上支障が生じない)施設
- ▶ 車体の両側面に所定の事項を表示
- ➤ 必要事項を記載した書面を運搬車に備付け
- ▶ 他の物と混合しないよう仕切りを設ける等
- ▶ 運搬容器を使用(密閉できる・収納しやすい・損傷しにくい)

委託基準の例

- ▶ 委託する廃棄物に係る許可を有する業者に委託
- > 事前に委託業者に文書通知
- ▶ 許可業者と書面による契約 (契約書には法定事項を記載、契約書は終了後5年間保存、等)
- ◆ 無許可業者に収集運搬を委託した場合の罰則
 → 5.5以下の物体型ナーイは1,000万円以下の罰合さたはスカらの供料
- ⇒**5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金**または**これらの併科(両罰規定**あり)
- ◆ 委託契約の手続等に不備があった場合の罰則
 - ⇒3年以下の拘禁刑もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科(両罰規定あり)

低濃度PCB廃棄物の処分

環境大臣の認定を受けた無害化処理施設又は都道府県知事等の許可を受けた者が設置する施設 で処理

環境大臣の認定を受けた無害化処理施設(R7.3.31現在)

- 全国に31か所
- ▶本県内には東京鐵鋼株式会社(八戸市)の1か所のみ
- ▶ 近隣では秋田県内に3か所

都道府県知事等の許可を受けた者が設置する施設(R7.3.31現在)

- ▶全国に2か所
- > 本県含む東北地方には無し
- ※低濃度 P C B 廃棄物の処分費用については、処理業者ごとに異なるため、 詳細は直接処理業者へ

処分期限までに処分しなかった場合

> 改善命令

保管事業者が処分期限までにPCB廃棄物を処分しない場合、環境大臣又は都道府県 知事・政令市の長は、処分その他必要な措置を命ずることが可能

◆改善命令違反の罰則

⇒3年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金またはこれらの併科 (**両罰規定**あり)

▶代執行

改善命令に従わず高濃度PCB廃棄物を処分しなかった場合等においては、環境大臣 又は都道府県知事・政令市の長は、保管事業者に代わって処分その他必要な措置を 講ずることが可能

(この場合、代執行に要した費用を保管事業者から徴収)

まとめ

> PCB廃棄物は、期限までの処分が法律で義務付け

濃度区分	種類	処分期限
高濃度	変圧器・コンデンサー等	令和4年3月31日【終了】
	安定器・汚染物等	令和5年3月31日【終了】
低濃度	全て	令和9年3月31日

- ➤ 処分期限を過ぎてもPCB廃棄物を処分しない場合、改善命令の対象
- ➤ 高濃度PCB廃棄物のJESCO登録期限は令和7年10月15日

職場に戻ったら事業場内を再度確認!

万が一高濃度PCB廃棄物が見つかった場合は速やかに県や市に連絡を!

【参考】低濃度PCB廃棄物適正処理支援

中小企業(個人事業主を含む)の 低濃度PCB廃棄物の 適正処理を支援します

令和7年4月1日から助成が開始されます

低濃度PCBに汚染された廃棄物は令和9年3月31日までに保管事業者で適正に処理されなければなりません。処分期限までの適正処理を加速化させるため、国(環境省)は中小企業(個人事業主を含む。)に対する助成金を創設しました。



分析費・処理費に対し、 補助率2分の1の額が助成されます。

詳細は裏面へ!

[問い合わせ先]

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 低濃度 PCB 助成金コールセンター

TEL: 098-995-7100 (3月1日 開設予定)

受付時間 月~金 10 時~12 時 /13 時~17 時(祝日年末年始を除く。) mail:joseikin@sanpainet.or.jp URL:https://www.sanpainet.or.jp/joseikin

> 助成対象経費

分析費、収集運搬費、漏えい防止措置費、処分費について 最大1/2の費用を助成

> 助成までの流れ



≻留意事項

- ・交付決定通知前に実施したものは助成対象外
- ・予算の範囲を超えた日をもって申請書の受付が停止

御清聴ありがとうございました

★ 引き続き事業場内の確認とPCB廃棄物の期限内処分に ご協力をお願いします!